

自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

施設名称	会津若松市 市民協働プラザ
所在地	会津若松市栄町5番17号
貸付箇所	1階 情報発信コーナー・市民憩いの場 設置場所壁面に15Aコンセント有
貸付面積	2.61㎡ (2.9m×0.9m) 転倒防止板及び回収ボックス面積を含む。
設置台数	2台
現在の自販機設置状況	なし
年間売上本数 (見込み)	清涼飲料水 3,500本 乳製品 2,000本
開庁時間	8:30~19:00
職員数等	・市職員:約20名 ・入居団体職員:約60名 ・施設利用者:約100名/月(見込み)
販売品目	清涼飲料水 1台 乳製品 1台
問合せ先	会津若松市市民協働課 0242-39-1221
備考	閉庁日 年末年始休暇

※売上本数及び職員数は、参考数値であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率を保証するものではありません。

※貸付箇所は、別紙平面図を参照。

2 貸付期間

令和8年5月1日から令和12年3月31日まで(3年11カ月)

※自動販売機の設置は、令和8年5月7日までにを行うこととする。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

(1) 設置位置及び台数等

設置者は、上記の貸付箇所に自動販売機を設置しようとする場合には、設置する位置及び台数について当該施設の財産管理者の指示に従い設置することとする。

(2) 大きさ及びデザイン等

① 大きさ

- ・清涼飲料水 おおよそ 横幅1,200mm×奥行800mm×高さ1,900mm以内
- ・乳製品 おおよそ 横幅 900mm×奥行800mm×高さ1,900mm以内

② デザイン

室内環境との調和等に配慮した外観色とし、ユニバーサルデザインを有する機器とする。

③ 設置台数2台中1台については、ベンダー機能等を有するもの(※災害時には非常電源に切り替わり飲料商品が無償提供できるもの)とする。

(3) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点灯・消灯」、「学習機能」、「ピークカット」、「真空遮断材」、「ヒートポンプの活用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とする。

- ②ノンフロン
二酸化炭素や炭化水素等を自然冷媒を採用した機種とする。

(4) 安全対策

①転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)等を遵守した転倒防止等の対策を講じること。

②食品衛生

食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、食品衛生法等の関係法令、日本自動販売システム機械工業会及び清涼飲料自販機協議会の「自販機自主ガイドライン」等を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

③防犯

日本自動販売システム機械工業会が作成した「堅牢化技術基準」を遵守し、防犯対策を講じること。

(5) 使用済み容器の処理

①回収ボックスの設置

設置者は、原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとする。

②回収ボックス

- ・素材 プラスチック製又は金属製とする。
- ・容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な收容容積とする。
- ・その他 使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③回収ボックスの管理

設置者は、回収ボックスが使用済み容器で一杯になった場合にはただちに回収するなど、その適正管理に努めるものとする。

④使用済み容器の処理

回収した容器は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)等、関係法令に基づいて適正に処理すること。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

②設置者は、生産、研究、企画、物流など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証の取組に努めること。

③設置者は、専門技術サービス員等による保守点検を定期的に行い、適正な維持管理に努めること。また、故障時には即時対応すること。

④商品については、品切れにならないよう随時補充することとし、商品を適温に提供できるよう対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目

①清涼飲料水の自動販売機は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とする。

②乳製品の自動販売機は、パック又はプリズマ容器など密閉式のものとし、牛乳等の乳製品類とする。

③財産管理者より販売品目の要望があった場合は、可能な限り要望に対応すること。

(2) 価格

標準小売価格以下とする。

5 貸付料金

入札金額に100分の10に相当する額を加算した額とし、会計年度ごとに分割して徴収する。

6 売上手数料
徴収しない。

7 電気料金

自動販売機の設置に係る電気料金については、設置者が計量法第16条に基づく検査に合格した子メーターを設置し、会計年度ごとに貸付料とは別に徴収する。

この電気料金については、当該施設で毎年度ごとに電気需給契約を締結する電気事業者との電力量単価に子メーターの数値を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は切り捨てた額）に、再生可能エネルギー特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（消費税等相当額を含む）に使用電力量に乗じて得た額を加えた金額とする。

8 貸付料金及び電気料金の納入期限

貸付料金及び電気料金については、市の発行する納入通知書により納入期日までに納入しなければならない。

9 費用負担

自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者の負担とする。

なお、設置及び撤去にあたっては、当該施設の財産管理者の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約期間の満了または契約の解除等により自動販売機を撤去し、貸付場所を返還するときは、原状に回復したうえで、財産管理者の確認を受けなければならない。

11 損害賠償

設置者は、本貸付の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 商品等の盗難及び破損

(1) 財産管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、財産管理者はその責を負わない。

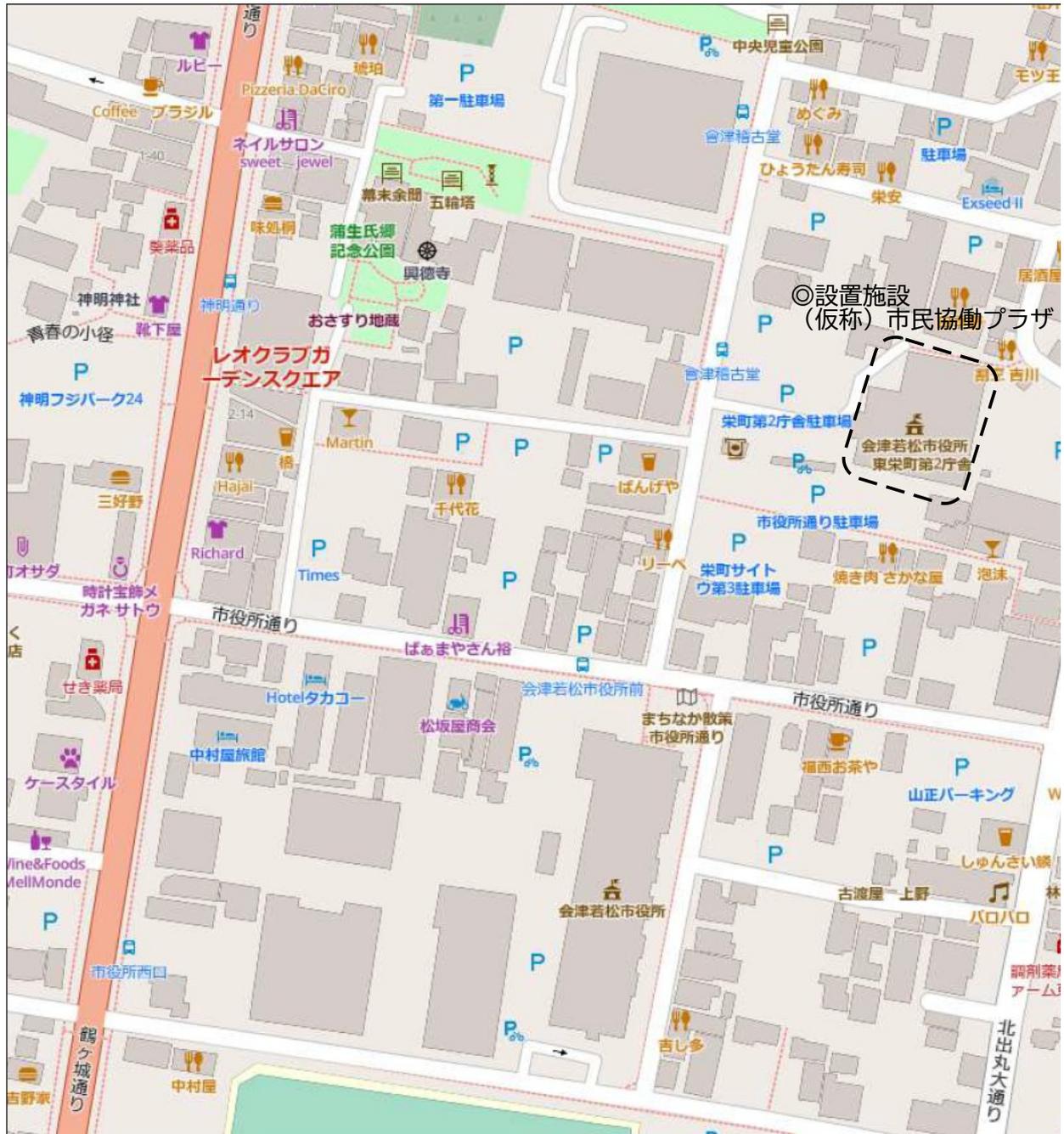
(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した場合は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13 売り上げ本数の報告

設置者は、毎月1日から月末までの自動販売機の売り上げ本数を各年度毎にまとめ、翌年度の4月末日まで市に報告しなければならない。また、市は、必要に応じて売り上げ本数に関する実地調査を行うことができるものとし、設置者は市の実地調査に協力するものとする。

(参考) 施設位置図及び自動販売機設置場所

① 施設位置図



©OpenStreetMap の貢献者

